

施行日前後の省エネ基準適合義務の適用関係(経過措置)

適合義務対象

規制措置施行日
平成29年4月1日

確認申請



確認申請が施行日以後
⇒適合義務化、判定義務
(附則2条1項)

対象外 (現行省エネ法で対応)

①確認申請が施行日前の場合



確認申請が施行日前
⇒適合義務対象外(附則2条1項)

※着工から21日前、かつ、施行日前までに
現行省エネ法に基づく届出が必要
※施行日以後に基準法の計画変更を行った場合も、対象外

②現行省エネ法に基づく届出が施行日前、
確認申請が施行日以後の場合



施行日前に現行省エネ法に
基づく届出をした場合
⇒確認申請が施行日以後でも
適合義務対象外(附則7条1項)

※施行日以後に省エネ計画に係る計画変更を行った場合も、対象外

適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ (§ 11~18)

<建築主事又は
指定確認検査機関>

<建築主>

<所管行政庁又は
登録省エネ判定機関>

